

Q : 10 『ツアー参加者に現地通貨を提供!』は景品か

当社の海外旅行にお申し込みの方先着 100 名に訪問国の現地通貨を提供する予定です。これは「景品」に当たるでしょうか。

A :

訪問国で実際に使用可能な通貨であれば「値引き」(キャッシュバック)になるので「景品」にはなりません。

但し、提供する通貨の用途を、例えばオプションツアー代金や土産物等の支払いに制限する場合は「景品」となり景品規制を受けます。その場合、提供可能な金額は申し込んだ旅行代金の 20%が限度です。従って、複数の旅行商品が対象となり、旅行代金がそれぞれ異なる場合は、旅行商品(旅行代金)ごとに提供金額が異なりますので注意が必要です。

【規則第 1 条第 2 項 (1)】

【規則第 1 条第 3 項 】